

商 品 名 (愛 称)	(14)エコリフォームローン
------------------	----------------

ご利用いただける方	<p>下記のすべての条件を満たし、一般社団法人しんきん保証基金の保証が受けられる個人の方</p> <p>(1) 満20歳以上の方</p> <p>(2) 対象物件が、申込人もしくはその家族※が所有し、申込人が居住（居住予定含む）している自宅、または申込人の家族※が居住（居住予定含む）し、申込人が所有している自宅であること。 ※申込人の家族は、配偶者・親・子・孫・兄弟に限ります。</p> <p>(3) 居宅（建物）の不動産登記簿謄本において（根）抵当権等の各種登記がない方。ただし、「他行住宅ローンにかかる抵当権（根抵当権は不可）」ならびに「当金庫の住宅ローンおよび自金庫事業資金貸付にかかる抵当権・根抵当権」は除きます。</p> <p>(4) 当金庫の審査基準を満たす方</p>
お 使 い み ち	<p>2. 次の（1）または（2）の物件（居宅）にかかる①～④の資金</p> <p>(1) 申込人が居住（居住予定含む）し、申込人もしくはその家族が所有している自宅</p> <p>(2) 申込人の家族が居住（居住予定含む）し、申込人が所有している自宅</p> <p>①エコ関連設備の購入・設置・修繕資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システム、潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）、潜熱回収型石油給湯器（エコフィール）、CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）、ガスエンジン給湯器（エコウィル）、ガスと電気のハイブリット型の高効率給湯器（エコワン）、燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）、家庭用蓄電池、家庭用太陽熱利用設備、地中熱利用システム、電気自動車用充放電設備などのエコ関連設備に限ります。 <p>②申込人が①を用途として、当金庫を含む金融機関・信販会社（消費者金融除く）から借り入れたローン（無担保）の借換え資金および借換えに伴う繰上げ完済にかかる手数料。 以下の資金は、①または②との併用に限りご利用ができます。</p> <p>③リフォーム（増改築・修繕）資金およびそれに伴う費用</p> <p>④申込人が③を用途として、当金庫を含む金融機関・信販会社（消費者金融除く）から借り入れたローン（無担保）の借換え資金および借換えに伴う繰上げ完済にかかる手数料。</p> <p>⑤申込人がリフォームを行う物件取得のために当金庫を含む金融機関から借り入れた住宅ローンまたはそれを借換えたもの、かつ、直近3ヵ月の約定返済において3営業日以上の実行遅滞が1度もないもの。</p> <p>⑥リフォームに付随して必要となるインテリア・家電等購入資金（①または③と合わせた申込で100万円以内に限り）</p> <p>※事業用併用住宅の場合、事業用の部分にかかる工事の資金についてはご利用できません。</p> <p>※支払先が、申込人もしくはその配偶者、親、子が営む法人・自営業となっているもの、申込人の配</p>

	配偶者、親、子へ直接支払うものはご利用できません。
お 使 い み ち	<p>※①および③については、支払日から3ヶ月以内のものに限り、支払済資金の取扱いが可能です。</p> <p>ただし、売買契約や工事請負契約時に支払う手付金・契約金のみとなります。</p> <p>※上記お使用みちで当金庫から借り入れたローンの借換え資金のみでのお取扱いはできません。</p>
ご 融 資 限 度 額	・1万円以上1000万円以下（1万円単位）。
ご 利 用 期 間	・3カ月以上15年以内
ご 融 資 利 率	・固定金利または変動金利とし当金庫所定の利率を適用させていただきます。
ご 返 済 方 法	<p>・元利均等返済、または元金均等返済のどちらかを選ぶことができます。</p> <p>・ボーナス併用増額返済は融資金額の50%以内（年2回）まで可能です。</p>
保 証 人 ・ 担 保	・一般社団法人しんきん保証基金が保証しますので、必要ありません。
保 証 料	・保証料はご利用利率に含みます。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室（9時～17時、 電話：089-946-1203）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 ・愛媛弁護士会紛争解決センター（電話：089-941-6279）で紛争の解決を図ることも 可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記お客さま相談室に お申し出ください。また、お客さまから、上記愛媛弁護士会に直接お申し出いただく ことも可能です。</p> <p>・東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、 第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ること も可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談 室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。 また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただく ことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。そ の際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会 とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地 域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京 三弁護士会、当金庫お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせくだ さい。</p>
そ の 他	<p>・お申し込み際には、事前に審査させていただきます。結果によってはご希望に添えない 場合もございますのであらかじめご了承ください。</p> <p>・現在のご融資利率やご返済額の試算につきましては、当金庫本支店までお問い合わせください。</p> <p>・当金庫の会員となれる方</p> <p>(1)当金庫の地区内に住所または居所を有する方。</p> <p>(2)当金庫の地区内において勤労に従事する方。</p> <p>(3)当金庫の地区内において事業所を有する方。</p> <p>上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資していただき、会員となることが できます。なお、会員となっただけでなくともご融資させていただく事が可能な場合も ございますので、詳しくは当金庫本支店までお問い合わせください。</p>